

平成22年 第2回

教育委員会定例会会議録

平成22年2月10日

中央区教育委員会

平成22年第2回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成22年2月10日(水) 午後2時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会委員長 鈴木ゆか
委 員 松川昭義
委 員 永嶋久子
委 員 安達公一
教育長 高橋春雄

説明のために出席した事務局職員

次 長 齋藤 弘
庶務課長 浅沼孝一郎
副 参 事 遠藤 誠
学務課長 長嶋育夫
指導室長 和田利次
統括指導主事 小林佳世
統括指導主事 佐藤 太
図書文化財課長 濱田 徹
文化生涯学習課長 小林秀規

書 記 中央区教育委員会事務局

庶務係長 印田広一
庶務係員 建部由紀子

開 議 午後3時45分鈴木委員長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

委員長 鈴木ゆか
委 員 松川昭義

日程第1 議案第2号

平成22年度中央区教育委員会の教育目標について

日程第2 議案第3号

平成21年度中央区一般会計3月補正教育予算案に伴う意見の申出について

日程第3 議案第4号

平成22年度中央区一般会計教育予算案に伴う意見の申出について

- 日程第4 議案第5号
中央区職員の退職手当に関する条例の改正に伴う意見の申出について
- 日程第5 議案第6号
中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改定する条例の制定について
- 日程第6 議案第7号
中央区立学校設備使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第8号
中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第9号
中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第10号
平成22年度小・中学校教育管理職の配置について
- 日程第10 議案第11号
平成22年度中央区民文化財の登録について
- 日程第11 報告事項
各課事業報告について

委員長 　ただ今から平成22年第2回教育委員会定例会を開会いたします。
初めに、本日の会議録の署名委員を指名いたします。本日は松川委員に
願います。

松川委員 　はい、わかりました。

委員長 　なお、案件の関係で、区民部文化生涯学習課長の出席をお願いしておりま
す。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第2号を議題といたします。議案第2号を、書記、朗読願
います。

（書記朗読）

委員長 　それでは、次長から提案説明をお願いします。

次長 　議案第2号「平成22年度中央区教育委員会の教育目標」について提案説明
委員長 　ただ今の説明について、ご質問などございましたらお伺いします。いかが
でしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長 　ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 　ご異議ないものと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決され
ました。

次に、日程第2、議案第3号を議題といたします。議案第3号を、書記、
朗読してください。

（書記朗読）

委員長 　それでは、次長から提案説明をお願いします。

次長 　議案第3号「平成21年度中央区一般会計3月補正教育予算案に伴う意見の
申出」について提案説明

委員長 　ただ今の説明について、ご質問などございましたらお伺いします。いかが
でしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長 　ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 　ご異議ないものと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決され
ました。

次に、日程第3、議案第4号を議題といたします。議案第4号を、書記、
朗読してください。

（書記朗読）

委員長 　それでは、次長から提案説明をお願いします。

次 長 議案第4号「平成22年度中央区一般会計教育予算案に伴う意見の申出」について提案説明

委員 長 ただ今の説明について、ご質問などございましたらお伺いします。いかがでしょうか。

松川委員 この特別区債の引受機関はどこですか。

教 育 長 まだ決まっておりませんが、過去の例では政府資金あるいは公募債といって、銀行や証券会社を通じて区民の方から募集する方式があります。

委員 長 ほかに何かございますか。

(「なし」の声あり)

委員 長 ほかにご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第5号を議題といたします。議案第5号を、書記、朗読してください。

(書記朗読)

委員 長 それでは、次長から提案説明をお願いします。

次 長 議案第5号「中央区職員の退職手当に関する条例の改正に伴う意見の申出」について提案説明

委員 長 ただ今の説明について、ご質問などございましたらお伺いします。いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員 長 ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第6号を議題といたします。議案第6号を、書記、朗読してください。

(書記朗読)

委員 長 それでは、次長から提案説明をお願いします。

次 長 議案第6号「中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改定する条例の制定」について提案説明

委員 長 ただ今の説明について、ご質問などございましたらお伺いします。いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

条例の一部を改正する条例の制定」について提案説明

委員 長 　ただ今の説明について、ご質問などございましたらお伺いします。いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員 長 　ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員 長 　ご異議ないものと認めます。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 9 号を議題といたします。議案第 9 号を、書記、朗読してください。

（書記朗読）

委員 長 　それでは、次長から提案説明をお願いします。

次 長 　議案第 9 号「中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について提案説明

委員 長 　ただ今の説明について、ご質問などございましたらお伺いします。いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員 長 　ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員 長 　ご異議ないものと認めます。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

次の日程第 9、議案第 10 号「平成 22 年度小・中学校教育管理職の配置について」は人事に関する事項でありますので、会議は非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員 長 　ご異議ないものと認めます。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 項の規定に基づき、会議は非公開とすることに決定いたしました。

傍聴の方はいらっしゃらないので、このまま進めさせていただきます。

----- 非公開委員会 -----

（午後 2 時 4 2 分 定例会再開）

委員 長 　次に、日程第 10 議案第 11 号を議題といたします。議案第 11 号を、書記、朗読してください。

(書記朗読)

委員長 それでは、次長から提案説明をお願いします。
次長 議案第 11 号「平成 22 年度中央区民文化財の登録」について提案説明
委員長 ただ今の説明について、ご質問などございましたらお伺いします。いかが
でしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決され
ました。

次に、日程第 11、報告事項について、順次、報告願います。

庶務課長 「中央区教育振興基本計画検討委員会からの答申」について資料 1 により
報告

学務課長 「平成 22 年度幼稚園預かり保育の園児応募状況」について資料 2 により報
告

指導室長 「平成 22 年度中学生海外体験学習における 21 年度派遣生の派遣」につい
て資料 3 により報告

文化生涯学習課長 「平成 22 年中央区成人の日記念式典「新成人のつどい」の実施結果及びア
ンケート調査結果」について資料 4 により報告

庶務課長、指導室長

「意見・要望」について資料 5 により報告

委員長 ただ今までの報告について、ご質問がございましたらお伺いいたします。

安達委員 まず、最初の件ですが、ローラーシューズでの滑走を目撃されたのは休日
なのでしょうか。校園長会や P T A の会合等でもお話をして、保護者から各
家庭において注意をしてもらいたいと思いますが。

指導室長 今月の校園長会で、ご指摘の言葉も添えてご報告させていただきたいと思
います。

安達委員 次に、中学生海外体験学習の件ですが、2 月 15 日に保護者説明会を行い、
2 月中に参加の意思を確認するということですが、ニューサウスウェールズ
州教育省によるホームステイ先の選定は、それまでに終わるのでしょうか。

指導室長 今のところ、まだはっきりしておりません。

安達委員 そのへんがはっきりしていないと、なかなか参加の意思が決定できないの
ではないでしょうか。

指導室長 はっきりしたところでご判断いただくのが一番いいと思っておりますが、
経費の見積もり等の準備もございまして、多少不確定な要素はありますが、
とりあえず参加希望をとりたいと思っております。

安達委員 次に、幼稚園の預かり保育についてですが、今年度3歳児の応募者が多かったと記憶しています。この傾向は続くと予想されますが、今後3歳児専用の対応が必要になってくるのではないのでしょうか。

学務課長 3歳児については、今後何らかの方法を考えていかなければならないと考えております。

安達委員 次に、教育振興基本計画についてです。現在フロンティアスクールにおいてICTを活用した教育については長短両面について研究が行われていますが、その研究成果を研究発表会のような形で公表される予定はありますか。

指導室長 発表会を行うという予定はございませんが、来年には何らかの報告を行いたいと考えております

安達委員 わかりました。それから、本区では区独自の講師による少人数指導をされていますが、その講師の質がどうしても問題になってくると思います。ちょっと嫌らしい話になってしまいますが、講師の給料というのは単一ですか。

指導室長 今年度までは3段階くらいに分けておりましたが、全区的に非常勤の職員の報酬の見直しを行いまして、22年度につきましては統一される予定です。

安達委員 理科支援員は担任の先生とのコンビネーションでうまく機能するのかその点に関してはいかがでしょうか。

指導室長 教員との打合せの時間も含めて時間の設定をしておりますが、なかなかその時間が取れないなどの理由で打合せが不十分なときもあるようです。しかし、実験器具の用意やグループごとの指導など、子どもたちに対しては担任1人で行うよりいろいろな面で関わりが濃くなっていると思います。

安達委員 学習意欲の向上のためには理科支援員などを効果的に活用しませんと、意欲の向上につながらないという結果になってしまうおそれもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

指導室長 ご指摘のとおりでございます。

委員 長 ほかにはございませんか。

松川委員 パブリックコメントの説明の中で「給食に甘い菓子パンなどの不適切なものが出た」とありましたが、これはどのようなパンなのか。

学務課長 クリスマスイブの12月24日の給食に、チョコチップがついたパンが出た件です。

松川委員 わかりました。それから、先日の新聞の朝刊に「児童虐待死」という記事がありました。確か「気づき」に問題があったという内容だったと思います。中央区ではそういう事例の報告はあるのでしょうか。また、仮にないとしてもそういう場合のシミュレーションというか、迅速な対応に向けた体制マニュアルのようなものは必要ではないかと思ひますがいかがでしょうか。

安達委員 私は、主任児童委員もさせていただいておりますので、その立場でお話さ

させていただきます。先日の「児童委員、児童相談所、学校等の関係機関による地域連絡協議会」で松川委員がご覧になった記事のことが話題になり、児童相談所の方がどうして気づかなかったのかということの検証を今後していくというお話をされていました。

中央区では、今、申し上げた連絡協議会のほかに、虐待児童に対しての横のつながりの会議として、子ども家庭支援センターを中心とした「要保護児童対策地域協議会」があり、私たち主任児童委員のほか医師会、警察署、消防署の方々も入っております。そういう意味では、本区には、横のつながりの会は幾つかあります。そこで、私たちも研修をしたり、他区における事例などの話をします。本区に新聞記事にあったような事例があるかというお話ですが、要保護児童対策地域協議会のメンバーとしては守秘義務がありますので、個別にはお答えすることはできませんのでご了承いただきたいと思います。

最近では、地域でのコミュニケーションが希薄化しておりますので、私たち主任児童委員も民生委員の方々とも協力しながら、行政をはじめとした関係機関と連携し、本区ではそういう虐待死を出さないように方向に持っていきたいと思っています。

松川委員 こういう問題は、後になってみると、ああしておけばよかった、こうすればよかったということもあり、なかなか難しい問題ですね。

教 育 長 体制については、今お話があったように一応整っておりますので、後はそれをどう連携して機能させていくのかということが課題ですね。

安達委員 そうなんです。ですから、先ほどの事件でも、どうしてそういうすき間ができたのかということを検証していただき、その結果を私たちも参考にして、支援の必要な子どもや家庭に対して支援をしていかなければなりません。でも、現実的にはプライバシーということを盾にされてしまうと、実際の支援とは本当に難しい話なんです。しかし、そのような中であっても、ある意味強制力といいますか、必要なところに必要な支援ができる体制ができつつありますので、地域の人間の一人としてどうサポートしていくことができるかということも考えながら、今後の活動をしていきたいと思っています。

松川委員 いじめ問題でも同様のことがいえますね。

安達委員 先ほど申し上げた要保護児童対策地域協議会というのは、虐待だけではなくて、いじめ・不登校に関しても取り扱っております。これは教育委員会事務局にもお願いしなければいけないことですが、とにかく情報を上げていただかないと対処ができません。そして、関係機関から情報をあげてもらおうということも1つですが、地域住民として普段から地域を見守る中で、おかしいことがあれば自らが気づき、関係機関に通報するということをしていきたいと思っています。

教 育 長 児童虐待などに気づいた場合は児童相談所に通告することが定められており、それは守秘義務に抵触しないと規定されていたと記憶しています。そういった案件が発生し、児童相談所に通告した場合であっても、仮にその保護者から「通報しましたか」という問い合わせがあっても、それに答える必要はないという整理もされているはずです。また、児童相談所の権限も強化されつつありますので、仕組みとしては大分整備されてきていると思います。そのようなことから、私たちはそういうことに気がついたら、躊躇なく連絡しなければいけないと思っております。

安達委員 そういうことが背景となり、データ的に見ると児童相談所での相談件数は増加傾向にありますね。

永嶋委員 虐待の場合傷つけるということが多いですよ。そうなると、ご両親はそれが見つかるといけないということで学校を休ませるといことになると思います。先ほどの事例でも、頻繁に休んでいたということが指摘されています。やはり、それを一番先に感知できるのは担任の先生だと思うのですが、そういう場合に、このように対処しましょうという決まりは何かあるのですか。

指導室長 不登校の場合、学校は必ずその原因の把握に努めます。子どもを観察して虐待のおそれがあるようなケースでは、保健室に呼んで調べるとか、家庭訪問をしたりするのが鉄則でございまして、それは各学校で徹底して対応しております。

委 員 長 ほかにはございませんか。

松川委員 もう一点お伺いします。教育振興基本計画のパブリックコメントの「地域との連携による子どもの健全育成」という箇所には「今後、高齢者の割合が増加することを踏まえ、経験豊かな団塊世代を教育にいかす必要がある」とあります。以前にも議論しましたが、学校の部活動でも同様のことが考えられます。そのような場合、この方はこういう特技があるからお手伝いいただくというのではなく、例えば指導者としての基礎的研修や専門分野の研修などを実施したうえで、何らかの資格のようなものを与えるということは考えられませんか。

指導室長 基本的には、その指導の前にどんな内容でご指導いただくのか、ご支援いただくのかということをお学校と打ち合わせをしなければならないと思います。当然、そのときには、留意点についてはお願いをしているというのが現状でございます。現時点で、何らかの資格ということは難しいと思われませんが、人材登録システムを考える際にはそういったことも含めて検討してまいりたいと思います。

委 員 長 文化・生涯学習課長にお越しいただいておりますので、ちょっとお伺いしたいと思っております。新成人のつどいの実行委員会方式というのが今回で5回目と

ということだそうですが、メンバーはすべて新成人の方たちなのでしょう。また、催しの企画もすべて実行委員会で決めているのでしょうか。

文化生涯学習課長 新成人の方は8名で、そのほかに前年あるいは前々年に新成人になったOB・OGの方々、それから、いろいろなアドバイスが欲しいということで青少年委員の方にもお願いしております。催しの企画については、いろいろと情報交換をしながら、開催場所の状況などを踏まえるとともに、これまでの実績なども参考に実行委員会で検討を重ね決定しております。何でも自由ということではありませんが、できるだけ新成人の方の思いというか、考え方が伝わるように主体性を持ってやっていただくようにしております。

委員長 私も2回しか出席しておりませんが、内容などが20歳のお祝いにしても少し幼さを感じられます。20歳の若者たちが、OB・OGの方とともに決めていることであるほどなどは思うのですが、せっかくあだけの場所を貸していただいておりますので、もう少し大人の雰囲気を出してもらえたらと思います。

文化生涯学習課長 確かに式典のときも多少騒がしいと感じましたし、昔に比べて参加者全体が多少幼くなっている傾向があるのかなという気もします。ご指摘のとおり、大人のけじめということもありますので、今後努力していきたいと思えます。

松川委員 アンケートの最後のところに、「区長の話をしっかり聞きたいと思っていました」というような意見もあるので、そういう人もいますね。

委員長 このままの雰囲気が恒例になっていきますと「これでいいのだ」というようになってしまい、どんどんエスカレートしてしまうのではないのでしょうか。今回は、そういう苦言を呈してもいいのではないのでしょうか。実行委員を引き受けるお子さんはしっかりしていると思うので、「去年、あれはよくなかったよ」というようなことも言ってあげたほうが、もうちょっと自覚が持ててよいと思えます。

文化生涯学習課長 次年度に新たに実行委員に応募いただく方にはご指摘の内容を伝えていきますとともに、今回の実行委員会もまだ1回開催しますので、同様に内容を伝えていきたいと思えます。やはり、第1部のほうは式典なので、そういった雰囲気で行うべきだと思います。私も司会をしていく中で、静粛にもらえるような方法も考えていかなければいけないと感じましたので、今後は式としてよりふさわしくなるよう心がけてまいります。

永嶋委員 第2部のパーティーはいいと思いますが、やはり式典は区長さんをはじめ来賓の方々のごあいさつがあるわけですから、静粛に聞いてほしいと私も思えます。

委員長 何かほかにございますか。

(「なし」の声あり)

委員 長 それでは、文化・生涯学習課長にはお疲れさまでした。退席していただき
て結構でございます。ありがとうございました。

（文化生涯学習課長退席）

委員 長 それでは、本日の日程は終了いたします。ほかに何かご意見などございま
すか。

（「なし」の声あり）

委員 長 ほかにご意見等ないようですので、これで本日の委員会を閉会いたします。

午後 3 時 4 5 分 鈴木委員長閉会宣言

署名委員